

債権者各位

破産管財人からのお知らせ

令和4年12月14日の第6回債権者集会でもご報告致しましたとおり、管財人は、消費税等の還付を求める更正の請求に対して、神田税務署より更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、この通知処分の取消しを求める訴えを東京地方裁判所に提起しております。この訴訟の経過については、「破産法 157条報告書（第6回債権者集会）」の第1の3（3頁以下）をご参照ください。

この訴えに対する判決が令和5年2月21日に言い渡され、大変遺憾ながら、当職の請求は棄却されました。裁判所は、判決において、破産者の行っていたオーナー取引Aコースにかかる取引（以下「本件取引」）が非課税取引である金銭消費貸借契約と認定したものの、破産者のデータベース（以下「本件DB」）の正確性が検証されておらず、本件DBからオーナー取引Bコースにかかる取引（課税取引）の金額を正確に算出することはできないこと、本件取引の総額を含む更正の請求にかかる事実関係を立証すべきであるがなされていないことなどを理由に、更正の請求の対象となる本件取引等の額について立証があるとは言えず、更正すべき金額が不明であると判断しています。

しかしながら、管財人としては、破産者が本件DBを基幹システムとして使用していたこと、本件DBに依拠して本破産手続における債権調査を実施し、全ての破産債権が本件DBのとおりに確定していることを説明し、また、被告である国の指摘をふまえて可能な限りのサンプルチェックを実施するなどして本件DBの正確性の立証に努めていたところです。判決は、本件DBについて相当な精度で記録されていたことは認めながらも、抽象的な理由で正確性が検証できていないとしており、訴訟の審理の経過を十分に踏まえておらず不当な判断であると考えております。

管財人は、この訴訟の結果が破産債権者への配当額に多大な影響を与えること、本件破産手続では既に中間配当を実施していること、請求が認容された場合に得られる利益と比較すれば、控訴提起に要する費用や破産手続を継続するための費用は限定的であること等も考慮して、判決の取消等を求めて東京高等裁判所に控訴を提起致しました。

東京高等裁判所で処分取消しが認められるかは不透明ではありますが、管財人としては、消費税等の還付が実現されるよう引き続き主張立証に努めたいと考えております。債権者の皆様には、本破産手続の終結まで今しばらくの時間を頂戴することになりますが、ご理解、ご協力を賜りたく何卒宜しくお願い致します。

以上